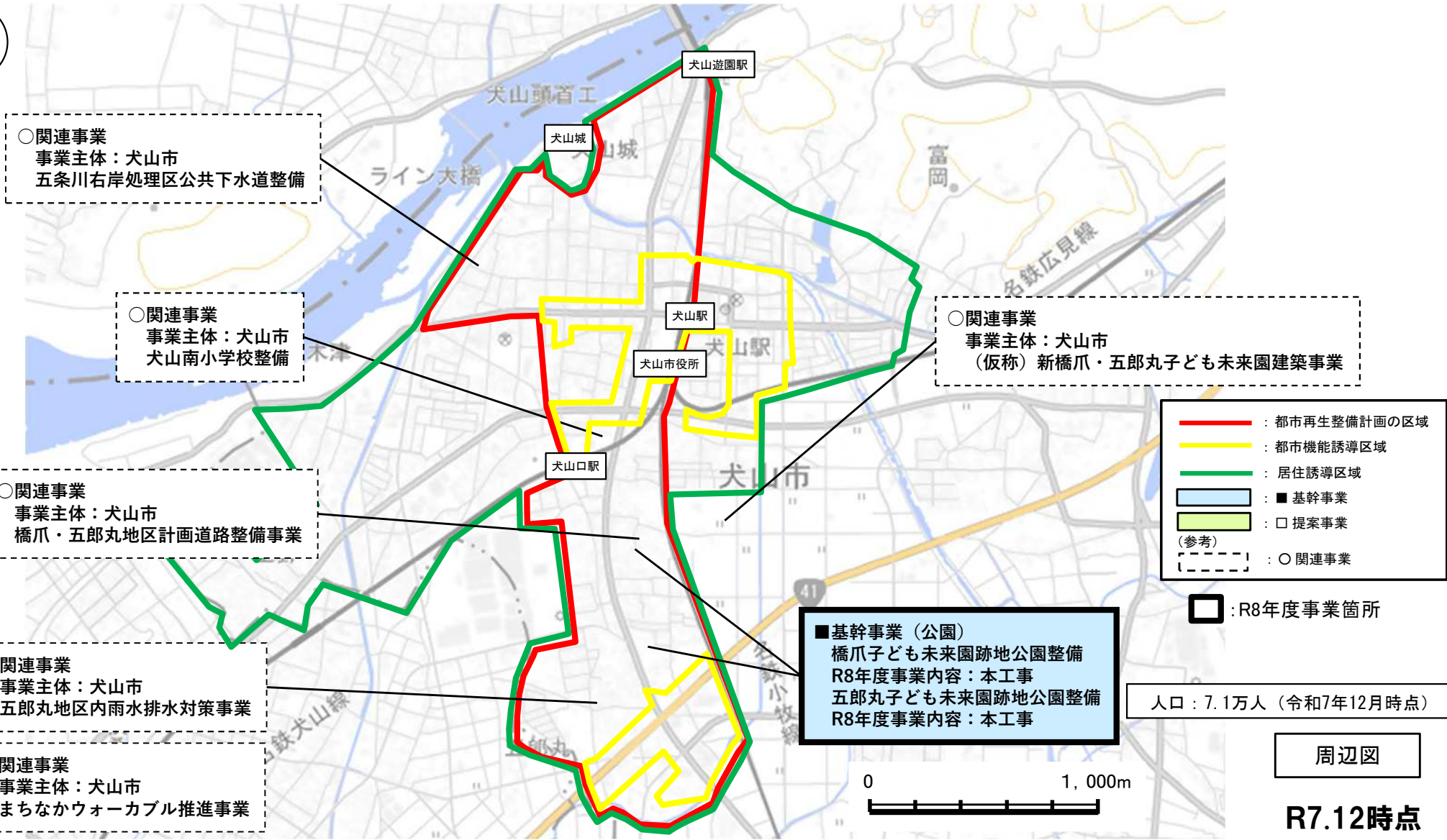


# 犬山市都市拠点地区都市構造再編集集中支援事業(愛知県犬山市)

変更後

R7年度ver.

- ◆事業概要: 良好な居住環境の形成に向けて、既存ストックの有効活用により、公園等の都市機能の充実を図る。
- ◆事業主体: 犬山市 ◆面積: 280ha ◆滞在快適性等向上区域: 120ha ◆交付期間: 令和6年度～令和10年度 ◆立地適正化計画公表時期: 令和6年3月
- ◆全体事業費: 212.4百万円 ◆交付対象事業費: 212.4百万円(国費: 95.5百万円) ◆国費率: 45%(立地適正化計画関連)



○関連事業  
事業主体: 犬山市  
五条川右岸処理区公共下水道整備

○関連事業  
事業主体: 犬山市  
犬山南小学校整備

○関連事業  
事業主体: 犬山市  
(仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建築事業

○関連事業  
事業主体: 犬山市  
橋爪・五郎丸地区計画道路整備事業

○関連事業  
事業主体: 犬山市  
五郎丸地区内雨水排水対策事業

○関連事業  
事業主体: 犬山市  
まちなかウォークアブル推進事業

■基幹事業(公園)  
橋爪子ども未来園跡地公園整備  
R8年度事業内容: 本工事  
五郎丸子ども未来園跡地公園整備  
R8年度事業内容: 本工事

人口: 7.1万人(令和7年12月時点)

周辺図

R7.12時点

いぬやまし と し きよてん いぬやまし  
犬山市都市拠点地区（愛知県犬山市）

（都市構造再編集集中支援事業）

### 1. 地区概要

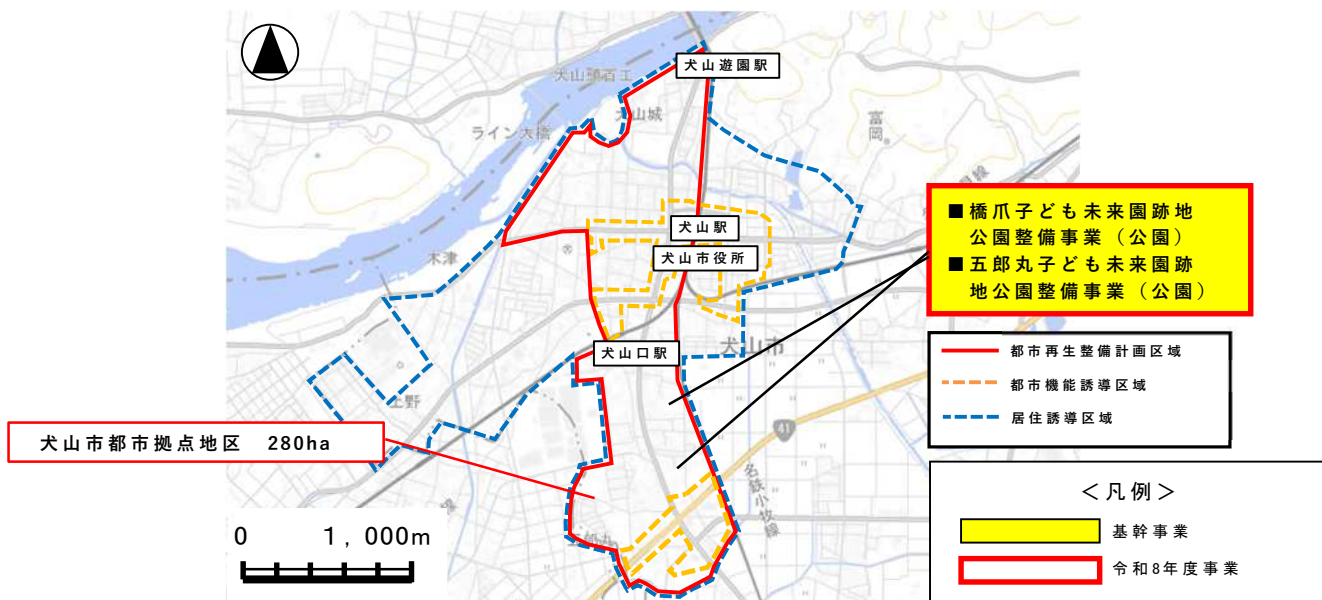
本地区は、犬山市の中心市街地で多様なサービスが供給される商業・交流機能、行政機関など高次都市機能が集積する犬山地区と、国道41号を中心に交通利便性に優れ総合病院と商業施設が集積する橋爪・五郎丸地区の2つの都市拠点を核とした地区であり、その内、犬山城下町は、歴史的風致が市民活動と一体となって受け継がれ、継続的に景観整備や文化財保護等、歴史観光まちづくりが進められ、多くの観光客が訪れる地区である。

一方、今後の課題としては、少子高齢化・人口減少下における持続可能な都市構造の形成、観光まちづくりによる中心市街地の機能維持・活性化、身近な生活圏の構築、地域コミュニティの活力維持などがあげられる。

このことから、誰もが安心して住み続けられる都市とするために、都市拠点への都市機能の集積、居住環境に必要な都市機能の維持・充実を図るとともに、城下町での継続的な景観形成、歴史的風致形成など既存ストックの活用の支援、木曾川河畔の滞在快適性・回遊性の向上などにより、住民と観光客の共存による新たな観光まちづくりを推進することとしている。

### 2. 計画内容

- 所在地 : 愛知県犬山市
- 事業主体 : 犬山市
- 面積 : 280ha
- 交付期間 : 令和6年度 ~ 令和10年度
- 事業費 : 全体 212.4百万円  
(国費: 95.5百万円)
- 事業内容 : 橋爪子ども未来園跡地公園整備  
五郎丸子ども未来園跡地公園整備



# 都市再生整備計画

いぬやまし と し きよてん ち く  
犬山市都市拠点地区

あいちけん いぬやまし  
愛知県 犬山市

令和8年3月(第1回変更)

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォークアブル推進事業	■

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	愛知県	市町村名	いぬやまし 犬山市	地区名	いぬやましとしきよてんらく 犬山市都市拠点地区	面積	280	ha
計画期間	令和	6	年度	～	令和	10	年度	
				交付期間	令和	6	年度	～
					令和	10	年度	

<p><b>目標</b></p> <p>誰もが安心して住み続けられる都市とするための都市機能の集積、居住環境の形成と歴史観光まちづくりの推進</p> <p>目標1: 木曽川河畔空間を活かした滞在快適性と回遊性の向上</p> <p>目標2: 城下町地区の歴史的風致の維持及び向上</p> <p>目標3: 既存ストックを活用した良好な居住環境の形成</p>
<p><b>目標設定の根拠</b></p> <p>都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬山市では古くから犬山駅周辺に中心市街地が形成されている。犬山駅周辺では、国産である犬山城や犬山城下町が立地することもあり、都市機能と観光の中心的な拠点となっている。また、羽黒駅や楽田駅等の鉄道駅周辺においても市街地が形成されてきたが、モータリゼーションの進展に伴い郊外部にも市街地が広がってきた経緯がある。</li> <li>・犬山市の人口は平成21年をピークに減少に転じており、中心市街地においても人口減少が顕著なエリアも見られる。低未利用地も市街地に広く分布しており、都市の空洞化の進行が懸念されている。</li> <li>・こうした中犬山駅周辺では、行政サービスや日常生活に必要な店舗等の多様な都市機能が立地し、犬山城や犬山城下町等に多くの市民や来訪者が訪れる場として、魅力と回遊性を高めるためのまちづくりが進められている。具体的には、犬山駅西側の低未利用地を活用した新たなホテルの開業や住宅開発が実施されている。</li> <li>・また橋爪・五郎丸地区では、国道41号等の広域的な道路や、総合病院、商業施設が集積しており、これらの利便性を活かした基盤整備等により商業等の都市機能と居住機能の誘導を図ることが求められている。</li> </ul>
<p><b>まちづくりの経緯及び現況</b></p> <p>本地区は、犬山市の中心市街地で多様なサービスが供給される商業・交流機能、行政機関など高次都市機能が集積する犬山地区と、国道41号を中心に交通便利性に優れ、総合病院と商業施設が集積する橋爪・五郎丸地区の2つの都市拠点を核とした地区であり、その内、犬山城下町は、歴史的風致が市民活動と一体となって受け継がれ、継続的に景観整備や文化財保護等、歴史観光まちづくりが進められ、多くの観光客が訪れる地区である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、平成21年3月11日には、歴史まちづくり法に基づく「犬山市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、犬山城下町の更なる歴史的風致の維持および向上の取組みを推進している。</li> <li>・一方で、本市においても人口減少が進み、すぐに市街地が縮退することはない状況であるものの、今後の人口減少を見据え、商業や生活サービスなどの都市機能を市民が享受できるよう、アクセス利便性が高い都市拠点において、都市機能の集積を図ることが必要となっている。</li> <li>・また、多くの観光客が城下町の本町通りに集中することで、住民生活への影響が顕在化しており、住民と観光客が共存できる新たな観光まちづくりに向けて、宿泊施設の開業を契機とした木曽川河畔空間への回遊性の確保、滞在快適性の向上などの取組みを推進している。</li> </ul>
<p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋爪・五郎丸地区において、令和7年に統合予定の2つの子ども未来園跡地を活用し、安全で快適な住環境の形成につながる公園を整備する必要がある。</li> <li>・城下町地区の観光客増加による住民生活への影響を軽減するために、市民が観光客と共存できる持続可能なまちなか空間を整備する必要がある。</li> <li>・犬山の観光を持続可能なブランドへと向上するために、体験型コンテンツの充実など観光地としての磨き上げと、景観形成や歴史的建築物の保存修理等を継続していく必要がある。</li> <li>・木曽川河畔空間を活用した滞在快適性、回遊性の向上による、観光エリアの拡大、観光による地域経済の活性化を図る必要がある。</li> </ul>
<p><b>将来ビジョン(中長期)</b></p> <p>■第6次犬山市総合計画 改訂版(令和5年度～令和12年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策 「歴史文化」・・・暮らしのなかで歴史文化の魅力にふれることができるまち</li> <li>・施策 「観光」・・・犬山らしさを磨き、ずっといたくなる、みんなで作る・みんなのための観光</li> <li>・施策 「住環境・インフラ」・・・誰にとっても快適で暮らしやすいまち</li> </ul> <p>■犬山市都市計画マスタープラン 緑の基本計画(令和5年策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口・都市構造の視点・・・住みやすく、住み続けられる都市にする</li> <li>・市街地整備等の視点・・・快適で暮らしやすい市街地を形成する</li> <li>・都市環境の視点・・・地域の自然、歴史文化を継承する</li> </ul> <p>■犬山市観光戦略(令和4年度～令和13年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光まちづくりの将来像・・・犬山らしさを磨き、ずっといたくなる、みんなで作る・みんなのための観光</li> </ul> <p>■犬山市歴史的風致維持向上計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・・・「まちづくりと連携した歴史的施設及び公共施設の保全」「市民意識の向上と、歴史文化を継承する担い手の育成」「文化施設の充実」</li> </ul>

**都市構造再編集支援事業の計画**

都市機能配置の考え方

- ・中心市街地では、居住・生活の場、就業の場、賑わいの場となる拠点として、多様なサービスが提供される機能や、市役所をはじめとした行政機関等高次都市機能を形成する。特に犬山駅周辺では、都市基盤の整備・改善や商業活性化施策との連携により、商業・業務機能や文化・交流機能の集積を図る。犬山城下町周辺では、市民や来訪者が安心して安全に歩ける空間の確保を目指すとともに、愛着・親しみ・誇りの持てる歴史的な町並み景観を形成し、観光機能を拡充する。
- ・橋爪・五郎丸地区は、優れた交通利便性を活かし、公共交通の結節機能の強化・充実のあり方を検討する。また、医療・商業等の身近な生活サービス機能の集積を促進するほか、都市拠点としての魅力向上と交流促進に向けた交流施設の設置を検討する。
- ・羽黒駅及び楽田駅周辺地区は、居住機能の集約立地を進め、医療、商業等の身近な生活サービス等の都市機能の需要確保、誘導を図りつつ、道路や公共交通ネットワークを強化し移動の利便性向上を図る。

**一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォークブル推進事業の計画**

滞在快適性等向上区域の考え方

- ・犬山駅を拠点とし、犬山口駅、犬山遊園駅を含む120haの区域を滞在快適性等向上区域として位置づけ、木曾川河畔の自然環境や犬山城下町の歴史あるまちなみを活かした歩行空間整備し、犬山城下町及び鉄道駅との回遊性を高める。

【滞在快適性等向上区域での取組】

- ・木曾川河畔における歩行空間整備
- ・犬山城下町の目抜き通りである、本町通線のカラー塗装整備
- ・犬山城下町の景観形成への助成及び歴史的風致形成建造物の保存・修理

**目標を定量化する指標**

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
木曾川河畔空間の歩行者数	人	閑散期の週末平均歩行者数	木曾川河畔空間の活性化に向けた実証事業の継続や魅力向上をPRし、閑散期の歩行者数を増加させる。	867人	令和4年度	950人	令和9年度
城下町観光客の満足度	%	城下町来訪者へのアンケート調査に基づく満足度の割合	城下町の魅力向上により観光客の満足度を高める。	78%	令和5年度	80%	令和10年度
住みやすさの満足度	%	市民意識調査に基づく「住みやすい」の回答の割合	持続可能な都市構造の形成により、「住みにくい」の評価を「住みやすい」に変化するかを評価する。	71%	令和5年度	75%	令和10年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【木曾川河畔空間と城下町をつなぐ安心安全で歩いて楽しい歩行空間の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木曾川河畔の河川空間を活かした居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな空間を形成し、滞在快適性の向上を図る。</li> <li>・多くの住民や観光客の利用する本町通線の路面サイン整備により、城下町地区に交通安全性が高く歩きやすい歩行空間を創出し、回遊性の向上を図る。</li> </ul>	<p>【基幹事業】(高質空間形成施設(緑化施設等))木曾川河畔空間整備事業                  【基幹事業】(道路)市道犬山396号線(本町通)カラー塗装整備事業                  【関連事業】まちなかウォーカブル推進事業</p>
<p>【市民や来訪者が愛着・親しみ・誇りの持てる犬山城下町の歴史的な街並みの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬山市歴史的風致維持向上計画(第2期)(計画期間:平成31年度(2019)～令和10年度(2028))における重点区域内に定めた滞在快適性等向上区域において実施する、民間による景観形成・歴史的建造物等の保存・修理を促進し、城下町地区の魅力と住環境の更なる向上を図る。</li> </ul>	<p>【基幹事業】(街なみ環境整備事業)景観形成助成事業                  【基幹事業】(街なみ環境整備事業)歴史的風致形成建造物保存修理事                  【提案事業】(事業活用調査)事業効果分析調査</p>
<p>【橋爪・五郎丸地区の良質な居住環境の形成を目指した都市機能の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた交通利便性を持つ橋爪・五郎丸地区において、既存ストックを有効活用し公園等の都市機能を充実し、良好な居住環境の形成を図る。</li> </ul>	<p>【基幹事業】(公園)橋爪子ども未来園跡地公園整備事業                  【基幹事業】(公園)五郎丸子ども未来園跡地公園整備事業                  【関連事業】都市構造再編集集中支援事業                  【関連事業】坂下・上坂地区公共下水道整備事業                  【関連事業】橋爪・五郎丸地区計画道路整備事業                  【関連事業】(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園建築事業                  【関連事業】五郎丸暫定用途解除地区内都市浸水対策事業</p>
<p>その他</p>	
<p>○交付期間中における円滑な事業進捗と目標に向けた効果を上げるために、事業進捗に応じた適切なモニタリングを実施する。</p>	

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(都市構造再編集集中支援事業)

様式(1)-④-1

交付対象事業費	212.4	交付限度額	95.5	国費率	0.45
---------	-------	-------	------	-----	------

(金額の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分		うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比B/C
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分			
道路																
公園		橋爪子ども未来園跡地公園整備	犬山市	直	A=3,319㎡	R6	R8	R6	R8	127.5	127.5	127.5			127.5	
公園		五郎丸子ども未来園跡地公園整備	犬山市	直	A=2,140㎡	R6	R8	R6	R8	84.9	84.9	84.9			84.9	
古都保存・緑地保全等事業																
河川																
下水道																
駐車場有効利用システム																
地域生活基盤施設																
高質空間形成施設																
高次都市施設	地域交流センター															
	観光交流センター															
	テレワーク拠点施設															
	子育て世代活動支援センター															
	複合交通センター															
誘導施設	医療施設															
	社会福祉施設															
	教育文化施設															
	子育て支援施設															
	元地の管理の適正化															
基幹的誘導施設																
既存建造物活用事業																
土地区画整理事業																
市街地再開発事業																
住宅街区整備事業																
バリアフリー環境整備事業																
優良建築物等整備事業																
住宅市街地総合整備事業																
街なみ環境整備事業																
住宅地区改良事業等																
都心共同住宅供給事業																
公営住宅等整備																
都市再生住宅等整備																
防災街区整備事業																
復興促進事業																
エリア価値向上整備事業																
合計										212.4	212.4	212.4	0.0		212.4	

統合したB/Cを記入してください

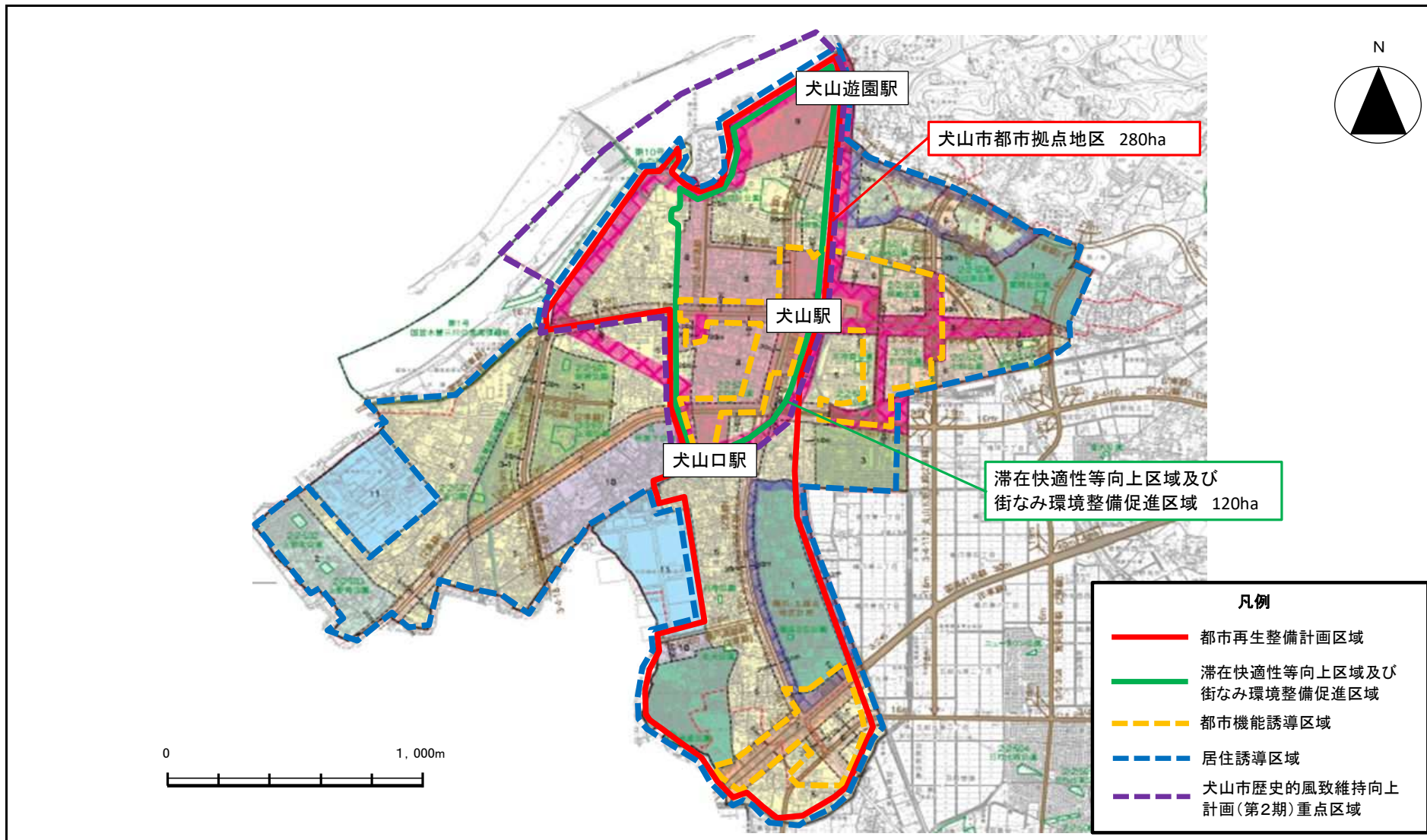
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分		うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分		
地域創造支援事業															
事業活用調査															
まちづくり活動推進事業															
合計										0.0	0.0	0.0	0.0		0.0

…A

…B

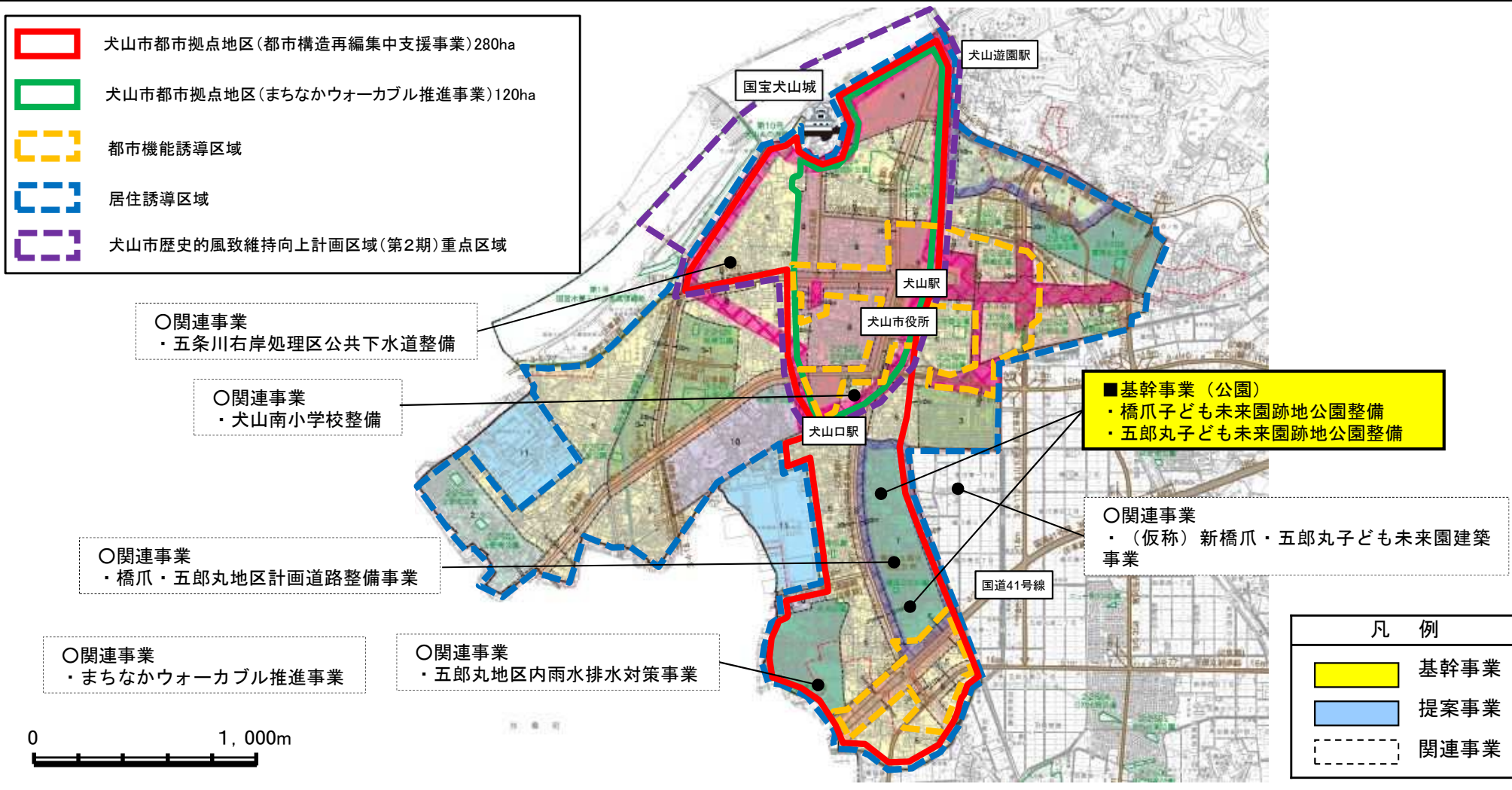


犬山市都市拠点地区(愛知県犬山市)	面積	280 (120) ha	区域	大字犬山の一部、大字橋爪の一部、大字五郎丸の一部、上坂町1丁目、2丁目の一部、3丁目、4丁目
-------------------	----	-----------------	----	--



犬山都市拠点地区(愛知県犬山市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	誰もが安心して住み続けられる都市とするための都市機能の集積、居住環境の形成と歴史観光まちづくりの推進	代表的な指標	木曾川河畔空間の歩行者数 (人)	867人 (令和4年度)	→	950人 (令和9年度)
	目標1: 木曾川河畔空間を活かした滞在快適性と回遊性の向上		城下町観光客の満足度 (%)	78% (令和5年度)	→	80% (令和10年度)
	目標2: 城下町地区の歴史的風致の維持及び向上 目標3: 既存ストックを活用した良好な居住環境の形成		住みやすさの満足度 (%)	71% (令和5年度)	→	75% (令和10年度)



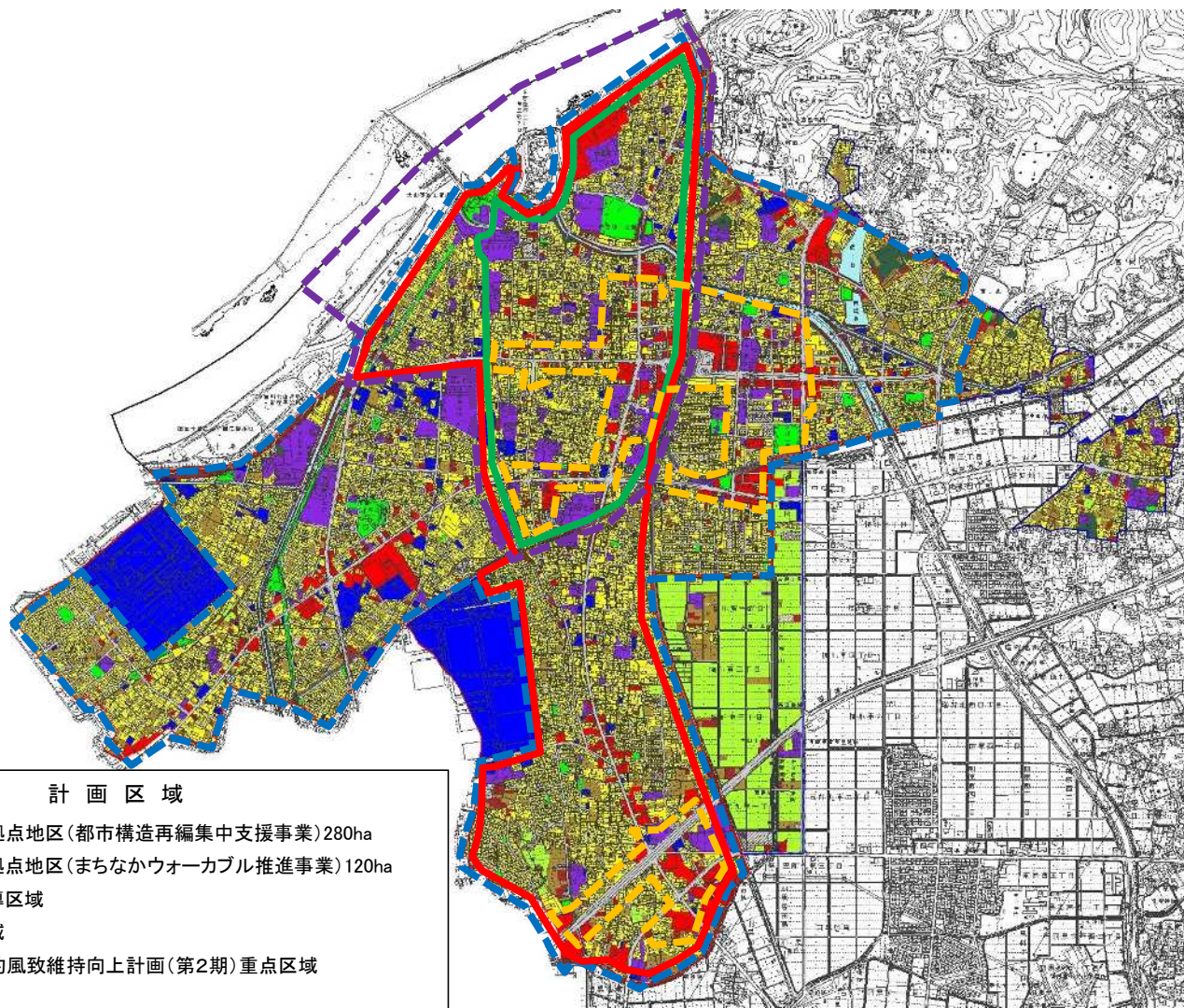
# 都市再生整備計画の添付書類等

## 交付対象事業別概要

やまし とし きよてん ちく 犬山市都市拠点地区 (あいち けん いぬ やまし 愛知県犬山市)

活用する事業名	確認
<b>都市構造再編集集中支援事業</b>	■
<b>都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)</b>	
コンパクトシティ支援型	<input type="checkbox"/>
観光等地域資源活用支援型	<input type="checkbox"/>
地域生活拠点支援型	<input type="checkbox"/>
産業促進区域支援型	<input type="checkbox"/>
経過措置	<input type="checkbox"/>
<b>都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)</b>	
防災拠点・コンパクトシティ支援型	<input type="checkbox"/>
防災拠点・郊外支援型	<input type="checkbox"/>
経過措置	<input type="checkbox"/>
<b>まちなかウォークアブル推進事業</b>	
コンパクトシティ支援型	■
観光等地域資源活用支援型	<input type="checkbox"/>
地域生活拠点支援型	<input type="checkbox"/>

### 犬山市都市拠点地区(愛知県犬山市) 現況図



凡 例			
自然 地 利 用	農 業 用 地	畑 作地 新 規 農 業 用 地 農 業 用 地 (中 継) 地 旧 農 業 用 地	
	山 林	雑 草 林	
	水 面	河 川 水 域、湖 池、水 田、沼 澤、水 田 干 田、水 田	
	その他 自然 地	河 川、池 田、湖 池、沼 澤、水 田 新 規 農 業 用 地、旧 農 業 用 地、沼 澤、水 田	
	住 居 用 地	住 宅	新 規 住 宅
		新 規 住 宅	新 規 住 宅
		新 規 住 宅	新 規 住 宅
		新 規 住 宅	新 規 住 宅
	商 業 用 地	商 業 用 地	商 業 用 地
		商 業 用 地	商 業 用 地
商 業 用 地		商 業 用 地	
商 業 用 地		商 業 用 地	
工 業 用 地	工 業 用 地	工 業 用 地	
	工 業 用 地	工 業 用 地	
	工 業 用 地	工 業 用 地	
	工 業 用 地	工 業 用 地	
公 的 公 益 用 地 利 用 地	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
	公 的 公 益 用 地	官 公 的 公 益 用 地	
道 路 用 地	道 路 用 地	道 路 用 地	
	道 路 用 地	道 路 用 地	
	道 路 用 地	道 路 用 地	
	道 路 用 地	道 路 用 地	
交 通 誘 導 用 地	交 通 誘 導 用 地	交 通 誘 導 用 地	
	交 通 誘 導 用 地	交 通 誘 導 用 地	
	交 通 誘 導 用 地	交 通 誘 導 用 地	
	交 通 誘 導 用 地	交 通 誘 導 用 地	
公 共 変 換 地	公 共 変 換 地	公 共 変 換 地	
	公 共 変 換 地	公 共 変 換 地	
	公 共 変 換 地	公 共 変 換 地	
	公 共 変 換 地	公 共 変 換 地	
その他 の 変 換 地	その他 の 変 換 地	その他 の 変 換 地	
その他 の 変 換 地	その他 の 変 換 地	その他 の 変 換 地	
その他 の 変 換 地	その他 の 変 換 地	その他 の 変 換 地	
その他 の 変 換 地	その他 の 変 換 地	その他 の 変 換 地	
低 木 利 用 地	低 木 利 用 地	低 木 利 用 地	
低 木 利 用 地	低 木 利 用 地	低 木 利 用 地	
低 木 利 用 地	低 木 利 用 地	低 木 利 用 地	
低 木 利 用 地	低 木 利 用 地	低 木 利 用 地	
省 市 界 区 域 界	省 市 界 区 域 界	省 市 界 区 域 界	
市 界 区 域 界	市 界 区 域 界	市 界 区 域 界	
市 界 区 域 界	市 界 区 域 界	市 界 区 域 界	
市 界 区 域 界	市 界 区 域 界	市 界 区 域 界	



#### 計 画 区 域

- ▭ 犬山市都市拠点地区(都市構造再編集中支援事業)280ha
- ▭ 犬山市都市拠点地区(まちなかウォークアブル推進事業)120ha
- ▭ 都市機能誘導区域
- ▭ 居住誘導区域
- ▭ 犬山市歴史的風致維持向上計画(第2期)重点区域

交付限度額算定表(その1)

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	301.6 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	57,671.0 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、本計画における交付限度額	301.6 百万円
-----------------------------	-----------	-----------------------	--------------	----------------------------	-----------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

公共施設の上限整備水準	1,120,000
-------------	-----------

区域面積(m <sup>2</sup> )	2,800,000
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	○
区域の面積が10ha未満の地区	0.50
最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
その他の地域	0.40

単位面積あたりの標準的な用地費	80,500
-----------------	--------

標準地点数	3
公示価格の平均値(円/m <sup>2</sup> )	80,500
単位面積あたりの標準的な補償費	
当該区域内の戸数密度(戸/m <sup>2</sup> )	
標準補償費(円/戸)	44,000,000

	23,000
--	--------

都市再生整備計画関連事業とは別に国庫補助事業等により整備する施設	0
----------------------------------	---

施設名(事業名)	面積(m <sup>2</sup> )	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

公共施設の現況整備水準	5576
-------------	------

整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定	
推定現況整備水準(小数第2位まで)	
推定公共施設面積(m <sup>2</sup> )	0

個別公共施設の積み上げ	
-------------	--

	面積(m <sup>2</sup> )	割合
道路	176	0
公園	5,400	0
広場	-	-
緑地	-	-
公共施設合計	5,576	0

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1)	57671 百万円
----------------------	-----------

下水道	0 円
-----	-----

区域面積(m <sup>2</sup> )	2,800,000
うち現況の供用済み区域面積(m <sup>2</sup> )	
標準整備費(円/m <sup>2</sup> )	3,600

地域交流センター等の公益施設(建築物)	0 円
---------------------	-----

上限床面積(m <sup>2</sup> )	9,400
標準整備費(円/m <sup>2</sup> )	460,500

調整池	0 円
-----	-----

調整池の容積(m <sup>3</sup> )	
標準整備費(円/m <sup>3</sup> )	140,000

河川	0 円
----	-----

河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

住宅施設	0 円
------	-----

建設予定戸数(戸)	超高層		
	一般		
	合計	0	
標準整備費(円/戸)	超高層	一般	
	北海道特別地区	41,310,000	33,500,000
	北海道一般地区	38,190,000	30,990,000
	特別地区	49,120,000	35,690,000
	大都市地区	37,170,000	30,180,000
	多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000
	奄美地区	39,520,000	35,640,000
	沖縄地区	30,280,000	30,280,000
	一般地区	33,700,000	28,640,000

市街地再開発事業による施設建築物	0 円
------------------	-----

施設建築物の延べ面積(m <sup>2</sup> )	
標準共同施設整備費(円/m <sup>2</sup> )	132,000

電線共同溝等	0 円
--------	-----

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤	0 円
------	-----

人工地盤の延べ面積(m <sup>2</sup> )	
標準整備費(円/m <sup>2</sup> )	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等	0 円
------------------	-----

大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2)	57671 百万円
---------------------	-----------

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額(活用する交付金の欄のみご記載ください。)

<都市構造再編集集中支援事業>

交付限度額(X1)	95.5 百万円
-----------	----------

<都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)>

交付限度額(X2)	百万円
-----------	-----

<都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)>

交付限度額(X3)	百万円
-----------	-----

<まちなかウォークアブル推進事業>

交付限度額(X4)	206.1 百万円
-----------	-----------

# 交付限度額算定表(その2)(都市構造再編集中支援事業)

【当初から都市構造再編集中支援事業を実施する地区の場合】

※本シートについて、各自治体が交付限度額を算出する上での参考として添付しているものです。事業毎に状況が異なりますので、各自治体の責任において適切に交付限度額を算出するようお願いいたします。

## 交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

### ○ 交付対象事業費

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(事業費の単位:百万円)

<都市機能誘導区域内>

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	0.000
	提案事業合計(B)	0.000
	合計(A+B)	0.000

(事業費)  
(事業費)  
(事業費)

以下の2つの条件それぞれについて、該当する場合は0を入力。

都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合	
提案事業枠2割拡充の適用	

※都市機能誘導区域面積割合:都市機能誘導区域(地域生活拠点を含む)の面積の市街化区域等(市街化区域又は非線引き用途地域)の面積に占める割合。

<都市機能誘導区域外(地域生活拠点内を除く)>

交付対象事業費	基幹事業合計(C)	212.400
	提案事業合計(D)	0.000
	合計(C+D)	212.400

(事業費)  
(事業費)  
(事業費)

$(10/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D)) + (10/10 \times (E+F))$ ( $\alpha$ 1)	191.160	①
※都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合: $(9/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D)) + (10/10 \times (E+F))$		
$(10/9 \times (A+C+E))$ ( $\alpha$ 2)	236.000	②
※提案事業2割拡充を適用する場合: $(10/8 \times (A+C+E))$		
$\alpha$ (①、②の小さい方)	191.160	③

<地域生活拠点内>

交付対象事業費	基幹事業合計(E)	0.000
	提案事業合計(F)	0.000
	合計(E+F)	0.000

(事業費)  
(事業費)  
(事業費)

交付限度額(③+④) × 1/2	95.580	⑤ (国費)
------------------	--------	--------

<居住誘導促進事業>

交付対象事業費	合計(a)	0.000	④
---------	-------	-------	---

(事業費)

### ○ 交付限度額、国費率

交付対象事業費(A+B+C+D+E+F+a)	212.4
------------------------	-------

(事業費)

交付要綱に基づく交付限度額 (⑤を1万円の位を切り捨て)	95.5	(国費)
国費率	0.450	(国費率)

年次計画(都市構造再編集中支援事業)

様式(2)-⑤-1

(事業費:百万円)

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業	細項目								
道路									
公園		橘爪子ども未来園跡地公園整備	犬山市	127.5	2.3	5.2	120.0		
公園		五郎丸子ども未来園跡地公園整備	犬山市	84.9	1.5	3.4	80.0		
古都保存・緑地保全等事業									
河川									
下水道									
駐車場有効利用システム									
地域生活基盤施設									
高質空間形成施設									
高次都市施設	地域交流センター								
	観光交流センター								
	テレワーク拠点施設								
	賑わい・交流創出施設								
	賑わい・交流創出施設(地域資源活用型)								
	子育て世代活動支援センター								
	複合交通センター								
誘導施設	医療施設								
	社会福祉施設								
	教育文化施設								
	子育て支援施設								
	元地の管理の適正化								
広域連携誘導施設									
既存建造物活用事業									
土地区画整理事業									
市街地再開発事業									
住宅街区整備事業									
バリアフリー環境整備促進事業									
優良建築物等整備事業									
住宅市街地総合整備事業									
街なみ環境整備事業									
住宅地区改良事業等									
都心共同住宅供給事業									
公営住宅等整備									
都市再生住宅等整備									
防災街区整備事業									
エリア価値向上整備事業									
こどもまんなかまちづくり事業									
暑熱対策事業									
計				212.4	3.8	8.6	200.0	0.0	0.0

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業	細項目								
地域創造 支援事業									
事業活用 調査									
まちづくり活動 推進事業									
計				0	0	0	0	0	0

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業	細項目								
居住誘導促進事業									
計				0	0	0	0	0	0
合計				212.4	3.8	8.6	200.0	0.0	0.0
累計進捗率 (%)					1.8%	5.8%	100.0%	100.0%	100.0%

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業	細項目								
計				0	0	0	0	0	0
累計進捗率 (%)					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

事業		事業箇所名	事業主体	全体 事業費	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業	細項目								
まちなかウォーカーカブ推進事業		犬山市都市拠点地区都市再生整備計画事業	犬山市	412.2	29.2	9.5	14.1	180.7	178.7
(仮称)新橘爪・五郎丸子ども未来園整備		(仮称)新橘爪・五郎丸子ども未来園	犬山市	1307.3	1307.3				
犬山南小学校整備		犬山南小学校	犬山市	2357.2					
五条川右岸処理区公共下水道整備		犬山西吉勢地区 外	犬山市	750.0					
橘爪・五郎丸地区計画道路整備事業		橘爪・五郎丸地区	犬山市	49.5	49.5				
五郎丸地区内雨水排水対策事業		五郎丸地区	犬山市	560.0					
合計				5456.2	1386.0	9.5	14.1	180.7	178.7
累計進捗率 (%)					25.4%	25.6%	25.8%	29.1%	32.4%

# 公園(都市公園補助事業採択要件外)

単位:百万円

公園等名(*1)	種別等(*2)	面積(m <sup>2</sup> )	事業主体(*3)	施設概要 (施設名、整備内容等) (*4)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
						設計費	用地費・補償費	施設整備費	
橋爪子ども未来園跡地公園	無	3319m <sup>2</sup>	犬山市	芝生広場・クレイ舗装・As舗装・ILB舗装・複合遊具・2連ブランコ・水飲み場・パーゴラ・照明灯・シェルトアー・ベンチ・縁台・花壇・足洗い場・フェンス・植樹・築山	127.5	5.2		122.3	
五郎丸子ども未来園跡地公園	無	2140m <sup>2</sup>	犬山市	芝生広場・クレイ舗装・As舗装・ILB舗装・四阿・パーゴラ・照明灯・水飲み場・クジララダー・ムービング遊具・池・小川デザイン舗装(飛び石・橋)・ベンチ・フェンス・植樹	84.9	3.4		81.5	
合計	—		—	—	212.4	8.6		203.8	—

\*1 公園等名ごとに1行ずつ記入。足りない場合は、適宜行を追加すること。

\*2 「種別等」欄には、都市公園の種別である「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」、「特定地区公園」、「総合公園」、「運動公園」、「動植物公園」、「歴史公園」、「広域公園」、「レクリエーション都市」、「風致公園」、「墓園」、「緩衝緑地」、「都市緑地」、「緑道」のいずれかを記入。

都市公園でない場合は「無」を記入し、「施設概要」欄に制度上の位置付け(条例設置公園等)を簡潔に記載。

\*3 「事業主体」欄には、事業の施行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の施行者を記入。)

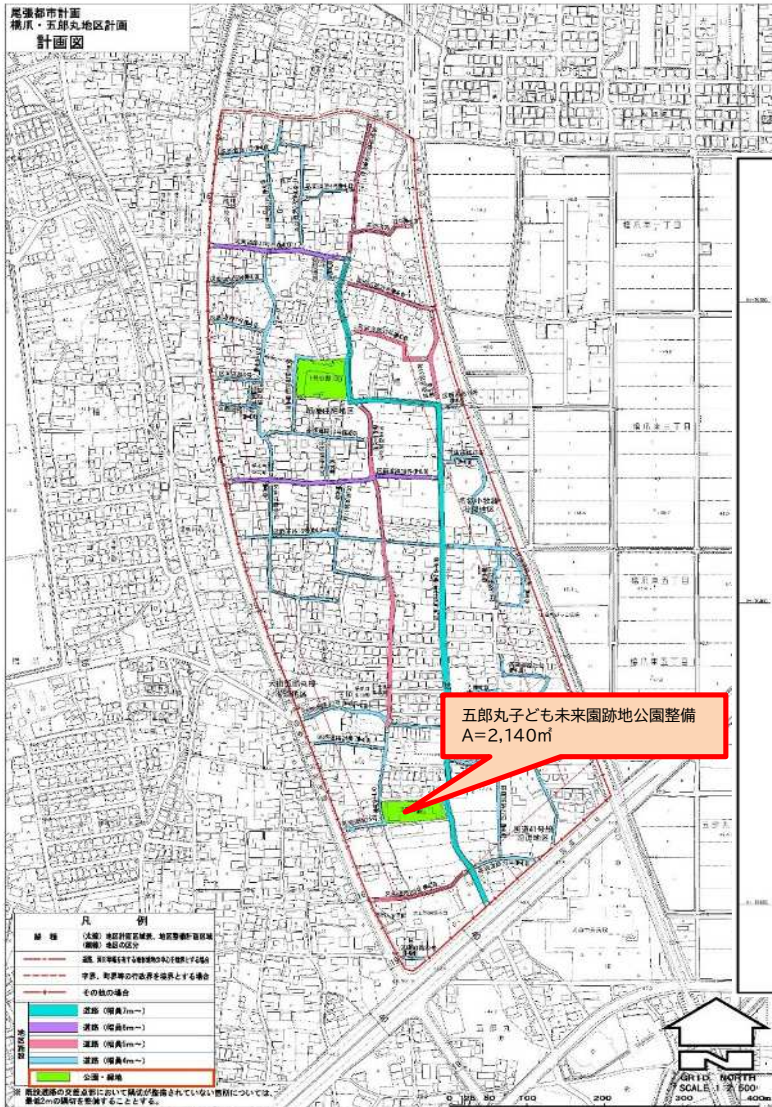
\*4 「施設概要」欄には整備する主な施設名(園路、植栽、あずまや、体験学習施設等)や整備内容を簡潔に記載。

\*5 青色で着色してあるセルは自動計算されるので入力しないこと。



# 五郎丸子ども未来園跡地公園整備

## 事業概要図



### ◆事業概要

令和7年に統合後、廃止となるの保育園跡地を利活用し、快適な住環境の形成につながる公園を整備する。

地区計画に位置付けられた公園となるため、令和6年度に地元住民等とのワークショップを計5回開催し、その結果をとりまとめた整備イメージやコンセプトを反映させるため、当初予定していた整備内容を精査した。



# 都市構造再編集中支援事業事前評価シート

計画の名称: 犬山市都市拠点地区都市再生整備計画 事業主体名: 犬山市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
<b>①都市再生基本方針との適合等</b>	
1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
<b>②地域の課題への対応</b>	
1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性	
<b>③目標と事業内容の整合性等</b>	
1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
<b>④事業の効果</b>	
1) 十分な事業効果が確認されている。	○
2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
<b>⑤地元の熱意</b>	
1) まちづくりに向けた機運がある。	○
2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
<b>⑥円滑な事業執行の環境</b>	
1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
2) 交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	○
3) 計画について住民等との間で合意が形成されている。	○

## 施行地区要件確認シート

<b>活用する事業</b>	都市構造再編集支援事業
---------------	-------------

都市構造再編集支援事業を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
1) 立地適正化計画(都市機能誘導区域・居住誘導区域ともに設定)が策定されているか。	○	具体的な取組の開始・公表時期: 令和6年3月
2) 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に都市計画区域外の地域生活拠点の位置付けがあるか。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
3) 地域生活拠点は、都市機能誘導区域を含む立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる区域か。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
4) 都市再生整備計画に基づき実施される事業等が立地適正化計画の目標に適合しているか。	○	
5) 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
6) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
7) 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われていないか。	○	
8) 事業実施区域が交付要綱第2条の3に定める区域と適合しているか。	○	